

平成24年第6回西会津町議会臨時会会議録

第1. 招 集

1. 日 時 平成24年8月8日
2. 場 所 西会津町役場

第2. 開会、閉会及び会期

1. 開 会 平成24年8月8日
2. 閉 会 平成24年8月8日
3. 会 期 1日間

第3. 議員の応招・不応招

1. 応招議員

1番	三 留 正 義	6番	鈴 木 満 子	11番	五十嵐 忠比古
2番	長谷川 義 雄	7番	多 賀 剛	12番	武 藤 道 廣
3番	渡 部 憲	8番	青 木 照 夫	13番	長谷沼 清 吉
4番	伊 藤 一 男	9番	荒 海 清 隆		
5番	猪 俣 常 三	10番	清 野 佐 一		

2. 不応招議員

な し

平成24年第6回西会津町議会臨時会会議録

平成24年8月8日(水)

開 会 10時00分

出席議員

1番	三 留 正 義	7番	多 賀 剛	12番	武 藤 道 廣
3番	渡 部 憲	8番	青 木 照 夫	13番	長谷沼 清 吉
4番	伊 藤 一 男	9番	荒 海 清 隆		
5番	猪 俣 常 三	10番	清 野 佐 一		
6番	鈴 木 満 子	11番	五十嵐 忠比古		

欠席議員

2番 長谷川 義 雄

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	伊 藤 勝	建設水道課長	酒 井 誠 明
副 町 長	藤 城 良 教	農林振興課長	佐 藤 美 恵 子
総 務 課 長	伊 藤 要 一 郎	会計管理者兼出納室長	田 崎 宗 作
企画情報課長	杉 原 徳 夫	教育委員長	井 上 祐 悦
町民税務課長	新 田 新 也	教 育 長	佐 藤 晃
健康福祉課長	高 橋 謙 一	教 育 課 長	成 田 信 幸
商工観光課長	大 竹 享		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐 藤 健 一	議会事務局主査	薄 清 久
--------	---------	---------	-------

第6回議会臨時会議事日程（第1号）

平成24年8月8日 午前10時開議

開 会

開 議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 付議事件名報告

日程第4 提案理由の説明

日程第5 議案第1号 平成24年度西会津町一般会計補正予算（第3次）

日程第6 議案第2号 町道野沢柴崎線道路改築工事請負契約の締結について

日程第7 議案第3号 財産の取得について（消防ポンプ自動車）

閉 会

（全員協議会）

（各常任委員会）

○議長 おはようございます。

ただいまから、平成 24 年第 6 回西会津町議会臨時会を開会します。(10 時 00 分)
これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸報告をいたします。

2 番、長谷川義雄君から欠席する旨の届出がありましたので、ご報告をいたします。

このほかの報告について、事務局長から報告いたさせます。

事務局長。

○事務局長 報告いたします。

本臨時会に、町長より別紙配布のとおり 3 件の議案が提出され、受理しました。

本臨時会に議案説明のため、町長、教育委員長に出席を求めました。

なお、地方自治法第 121 条の規定に係る説明委任者として、町長から副町長、各課長、及び会計管理者兼出納室長を、教育委員長からは教育長、教育課長をそれぞれ出席させる旨の通知があり、受理いたしました。

以上であります。

○議長 以上で諸報告を終わります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 116 条の規定により、6 番、鈴木満子君、13 番、長谷沼清吉君を指名します。

日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日 8 月 8 日の 1 日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日 8 月 8 日の 1 日間に決定しました。

日程第 3、付議事件名報告を行います。

付議事件名につきましては、お手元にお配りの議会臨時会議案付議事件記載のとおりであります。

日程第 4、提案理由の説明を行います。

町長の提案理由説明を求めます。

町長、伊藤勝君。

○町長 (町長提案理由の説明)

○議長 日程第 5、議案第 1 号、平成 24 年度西会津町一般会計補正予算(第 3 次)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 議案第 1 号、平成 24 年度西会津町一般会計補正予算(第 3 次)の調整について、ご説明を申し上げます。

今次の補正につきましては、法人町民税において納税確定額が予定納税額を下回ったことによる町税過誤納還付金の計上と、本年7月初めに発生いたしました豪雨災害に係る査定用の測量設計委託料を計上するものであります。

これらの財源といたしましては、全額、財政調整基金からの繰入金を充当することといたしました。

それでは予算書をご覧いただきたいと思います。

平成24年度西会津町の一般会計補正予算（第3次）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ300万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59億8,761万4千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

補正の内容であります。事項別明細書でご説明を申し上げます。4ページをご覧いただきたいと思います。

まず歳入であります。17款繰入金、2項1目財政調整基金繰入金300万円であり。今次補正に係る必要財源を繰入れするものであります。

次に、歳出であります。2款総務費、2項1目税務総務費200万円の追加であります。これは、法人町民税において確定申告の結果、納税確定額が予定納税額を大きく下回る法人があったことから、町税過誤納還付金を計上するものであります。

次に、11款災害復旧費、1項1目農業施設災害復旧費100万円の追加であります。本年7月5日から6日にかけて降り続いた大雨により、農地及び農業施設に災害が発生したことから、災害査定用の測量設計委託料を計上するものであります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長 これから、質疑を行います。

13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 それでは質問をいたします。

最初に税の返還金であります。今年の国保税の算定の際には農業の所得が前年より増えておったという説明があったわけですが、そうすると法人はそういうようなことではなくて、前年より所得が減ったということですが、これは要因といいますか、原因として原発がらみの放射能汚染等が関係しておるのか、ないのか。どういう法人に今、返還をするのかと、それと逆に返還ではなくてもらう、確定によって余計納めていただくということも考えられるわけですが、それはどうなっておるかということでもあります。

それから災害であります。これは1時間雨量20ミリ以上ということだと思っております。その20ミリというのはどこの測候所といいますか、測定地点でやっておるのかと。それと今回の災害は、どの地区でどういう災害か。町内全般的に災害が発生したのか、あるいは特殊な1カ所とか2カ所に集中して災害があるのか、ないのかというあたりを知りたいのでお尋ねをいたします。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 まず、法人税についてお答えいたします。法人税が前年より下回った要因というご質問でありますけども、今次補正で還付金を計上している企業、中間、予定納税よりも確定額が下回ったというような企業につきましては、まず製造業で1社、これが大きい部分でありまして、約170万還付になります。製造業です。それから、あとそのほかにも建設業。建設業で1社が34万ほど。それからもう1社が33万ほど。今回の還付金については、それらが大きな要因となっております。まず、昨年度の、23年度の法人税につきましては、22年度中の法人の、事業の利益によって納めていただいているものでございまして、今年度下がったという分につきましては、23年度、それぞれ法人は決算月が違いますので、3月決算があったり、9月決算があったりしますけども、先ほど議員が申された原発の影響という部分については、若干は要因としてあるかもしれませんが、大きな要因ではないと町では把握してございます。景気の動向ということで、今回の増減が大きくなったとそういうふうには町としては認識してございます。

あともう一つ、逆に上回ったところはどうかということではありますが、今のところあります。法人税均等割と税割がございまして。税割を納めている企業の数であります。西会津だいたい130社の法人でございますけども、そのうち法人税割を納付している法人数が28社であります。ですから全体の2割程度ということでありまして、その税割を納付している企業の決算、まだ全て終わってはございませんけども、昨年度を上回る税割を納める法人はほとんどございません。横並びか下回っているということがございます。

以上です。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 農地災害についてのご質問にお答えいたします。災害復旧の要件となりますのは、議員おっしゃいました時間当たり20ミリ以上と1日24時間の雨量が80ミリ以上が災害の採択要件になっております。ほとんどが24時間の80ミリ以上の条件で災害が採択の要件となるというような今の現状でございます。これにつきましては、どのようにして測定しているかということ、福島県下にありますアメダスの観測地点を基準として、80ミリとか80ミリ以上の雨量の測定を出します。それにつきましては、アメダスをおのおの結びまして、まず新潟県側と会津地方と中通り地方のアメダスを全部測定したものを会津地方と県境のほうのやつで今度按分します。片方が100ミリ降って片方が60ミリですと、80ミリの線というのが今度100対60ということで、按分した線を地図上に入れるわけです。それが地図に入った80ミリの線の間が、それが今回災害の該当になる地域ということになります。

それから、今回の災害につきましては4カ所ございまして、地区といたしましては松峯、井谷、宮野、小綱木となっております。これにつきましては、全部田が崩れて田の下にある排水路が埋設したという状況の災害でございます。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 そうすると製造業、建設業ともに放射能、原発の影響はないということですから、すると所得の減ったのは東電の補償の対象にはならないと、こう理解していい

わけですね。

それと、その県のアメダスですが、西会津では何カ所それの今言った、あなたの言った新潟と福島県とこういうことで、何カ所それあるのかと。というのは、今聞いたとおりに今回の災害は新郷と奥川だけなんですよな。ですから、この西会津でも広大な面積があるためにゲリラ的な雨の降ったときに、今回はたまたま、たまたまと言ったら大変失礼ですが、採択になりましたが、今まで何回かは採択にならない、雨量が足りないということであったわけです。ですから、このアメダスの、基準となるアメダスがやはり1カ所ではなくて、何カ所にもあった方が町の雨量の正確に捉えられると思っていますので、その県のアメダスですか、それは何カ所でどこを基準として採用しているかということをお尋ねします。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 アメダスにつきましては、西会津では1カ所でございます。これは森野にございます。議員おっしゃいました、議員おただしのおり最近ゲリラ豪雨ということで、局地的に非常に雨が降って災害がおきるというようなことが発生しております。ただその雨量が何ミリかというのが、確実にわからないとなかなか災害の採択にならないということがございますので、アメダスの箇所を増やすとか、その辺のことについては今後検討していきたいと思っております。

○議長 他にありませんか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり。)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第1号、平成24年度西会津町一般会計補正予算(第3次)を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号、平成24年度西会津町一般会計補正予算(第3次)は、原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第2号、町道野沢柴崎線道路改築工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、酒井誠明君

○建設水道課長 議案第2号、町道野沢柴崎線道路改築工事請負契約の締結についてご説明させていただきます。

議案の説明に入ります前に工事の概要等について説明させていただきます。お手元に入札結果並びに議案説明資料を配布してございますのでご覧ください。

本工事は西会津町縦貫道路の町道部分であります町道野沢柴崎線の道路改築工事であります。本町道は、平成15年に着手し鋭意工事を進めており、本年度かねてから、懸

案事項でありました橋屋橋について福島県の代行工事として採択となりました。このことにより、町道部分の縦貫道路は飛躍的に進捗することとなりました。また本工事の実施と本年度舗装を予定しております戸中集落先の舗装工事が完成いたしますと、橋屋集落から戸中集落先まで完成し、残りの工区は3号橋と橋屋橋となり、縦貫道路の町道部分の完成も間近になってくることとなりました。

本工事ではありますが、説明資料の右側に橋屋橋がありまして、橋屋集落先から戸中集落手前の改築工事が完了した部分まで、延長にいたしまして772メートル幅員が6メートル、全幅で8メートルの道路改築工事でありまして、山側に道路側溝を布設し、路面については下層路盤、上層路盤工を実施し、アスファルト舗装を舗設いたします。

本工事につきましては、一般土木工事であり予定価格が5,000万円を超えることから、町に指名参加願を提出している該当する町内業者A及びBランク業者を指名し、去る8月2日に入札会を執行いたしました。

入札の結果、最低の価格で入札した業者は、株式会社海老名建設であり、その価格は7,600万円でありました。この入札額に消費税及び地方消費税相当額を加えた合計額7,980万円を契約金として、8月3日付、同社代表取締役小柴芳郎氏と工事請負仮契約を締結いたしました。なお、本工事の竣工期限は、平成25年3月25日であります

これをもちまして説明を終わりますが、工事予定価格が5,000万円を超えることから、地方自治法第96条第5項並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

よろしくご審議くださいまして、原案のとおりご議決賜りますようお願いいたします。

○議長　これから、質疑を行います。

13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉　一つは、あそこで遺跡の発掘調査をしておるわけですが、それは工事には影響を及ぼさないのかということでもあります。今回の今の説明ですと工期は3月25ということではありますが、当然冬期間は工事ができないわけでありまして、降雪前でほぼ完了しなくてはならないだろうと、私思うわけではありますが、その場合その遺跡の発掘調査は影響ないのか。遺跡の発掘調査はいつまで出完了する予定なのかと。

それと、この工事には舗装までが含まれているのか、ないのかと。それは別で、予算的に議決要件ではないから当初予算にもう予定して舗装予算も入っているのかと。舗装との関連についても説明をしていただきたいと思います。

○議長　教育課長、成田信幸君。

○教育課長　それでは、質問にお答えします。質問の中で、この工事の中で現在発掘作業をやっているということで、その影響についてでございますが、ここの橋屋遺跡ということで、現在800平米ほど本調査ということで本発掘をしております。それで現地の作業でございますが、現在、重機の粗掘りが終わり現在人手によってやっておりまして、8月いっぱい程度で現地については一応終了したいというふうに考えておりますので、工事については、影響はないというふうに考えております。また、調査につきましては、現地はそのように終わりますが、その後出土しました整理、出土品の整理、あと最終的には報告書を発行するというところで、本年度いっぱい報告書完成までを見込んでます。

以上です。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 本工事の舗装についてのおただしにお答えいたします。舗装工事につきましても、本工事の中に含まれております。今回は舗装と一緒にやって発注し、できるだけ降雪前に完了していきたいと、このように考えております。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 今あの路線は通行止めになっておりまして、明日いっぱいでは開通、10日からは通行できるというふうに聞いておりますが、この今工事をするところは迂回路もありますから、そういう通行止めということはないと思いますが、そのように理解をして良いのかと。それと3月25日で完成ということですが、いわゆるそこをわれわれ一般が利用できるのは、3月25日以降になるのか、それとも完成をすれば速やかに通行を認めるのか、そこら辺も聞いておきたいと思っております。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 お答えいたします。本工事につきましては、幅員も2車線ということで広い工事でございますので、工事自体は片側を通行していただきまして、通行止めのないような形で工事を進めていきたいと考えております。あと一部横断暗渠等がもしございまして、どうしても通行止めをしなくてはならないというようなこととなりますと、それは短期間で通行止めというような形をとっていきたいと考えております。

あと、工事を完成したら供用開始がどのようになるのかというおただしですが、工事が終わりましたら速やかに供用開始し、交通を開放したいとこのように考えておりますので、年内に完成すれば年内中には交通を開放するという、新しい道路を通っていただくということで考えております。

○議長 他にありませんか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり。)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第2号、町道野沢柴崎線道路改築工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号、町道野沢柴崎線道路改築工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第3号、財産の取得(消防ポンプ自動車)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 議案第3号、財産の取得についてご説明を申し上げます。

本案につきましては、現在、町消防団第5分団第4部の飯里班に配備しております消防ポンプ自動車について、平成2年1月に購入いたしましてから22年が経過し、老朽化に伴う性能の低下や、故障時の部品調達に支障をきたすようになったことから、この度、更新するものであります。

それでは、議案書をご覧いただきたいと思っております。1の取得する財産及び数量であります。消防ポンプ自動車1台であります。2の取得の方法は売買であります。

去る8月1日に、指名競争入札による入札会を執行したところであり、入札に指名した業者はお手元に配布いたしました入札結果のとおり、会津消防用品株式会社、株式会社ホシノ、有限会社豊和防災サービスの3社であります。

入札の結果、会津消防用品株式会社代表取締役櫻井光氏が1,770万円で落札いたしましたので、これに消費税及び地方消費税を加算した額1,858万5千円を取得価格といたしまして、同日、物品売買仮契約を締結いたしました。納入期限は平成25年3月30日であります。

以上で説明を終了させていただきますが、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

10番、清野佐一君。

○清野佐一　今回のポンプ自動車につきましては、老朽化による更新ということでございます。本町におきまして、現在一番新しいポンプ車といえば4分団のポンプ車であります。それで、あの当時購入した時にやはり常備消防と何ら遜色ないというか、変わらない装備だというようなことでもありましたが、今回の更新に当たってはその当時の、現在の4分団のポンプ車の装備のほかにはですね、何か新しい装備がなされるのか、そういう特別仕様があるのか、ないのかということでもあります。例えば、常備消防の場合だとポンプ車によっては、1トンぐらいだったと思いますが、水をポンプ車に積んですぐ現地に、現場に行くというような装備もあったように記憶しておりますが、これは例えばの話ですが、そのような変わった装備があるのか、ないのかをお伺いしたいと思います。

○議長　総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長　お答えをいたします。今回の装備の内容でございますけれども、基本的には平成17年に整備をいたしました、第4分団の消防自動車と基本的には同じでございます。ただ、真空ポンプが第4分団の時には1基でありましたけれども、今回は2基ということで拡充を図ってございます。

それからもう一つ、これは、前はございませんでしたけれども、今回は放水銃を新たに、設置をする予定でございます。団員の人数がなかなか集まらない中で、初期消火を速やかにやっていきたいということで、本団並びに分団との協議の結果でこの整備をするということで、今回購入の要件としてございます。

○議長　13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 指名した数であります、議案第2号ですと6社、議案第3号は3社というところでありまして、私個人的には5社前後が最もふさわしいのかなと思って居るわけですが、今回のこの3社というのはそれ以外に該当としますか、がなかったのか、あるいはそれとこの3社は、一番上は会津と書かれているから会津の会社ということがわかりますが、その他の2つの会社も会津かと、いわゆる会津でそれだけの資格がある業者が3社しかいなかったとこう理解していいのかということでもあります。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 それではお答えをいたします。まず今回指名いたしました3社でございますが、これはいずれも会津若松市内の業者で、消防用品を専門に扱っている業者ということでございます。

それから指名業者の数でございますけれども、議員がおただしのように3社、今回は3社でございますけれども、できるだけ多いほうが競争の原理が働くのかなというふうに考えております。しかしながら、今回指名にあたりまして、従来会津坂下町に消防の扱っている業者さんがいるわけでございますけれども、この業者さんに確認いたしましたところ、現在は消防自動車の代理店契約を行っていないということがございまして、入札の案内をいただいても棄権せざるを得ないということがございましたので、今回はその1社については指名をしなかったということでございます。

それからもう1社会津若松市内から町のほうに指名の願が出ておりましたけれども、それは今まで西会津町に1回も入札あるいは取引がなかったということで、急遽指名願を出してきたようなところがございまして、この若松の業者については、町のほうとの、先ほど申し上げましたように今まで取引がないということで、アフターサービスの関係だとかそういったところに非常に不安があると、それからそこが扱っている消防自動車でございますけれども、その消防自動車の調査もさせていただきました。実際に会津管内に入ったところの状況をお聞きいたしますと、非常にその完成度が低いと、値段は安いんですけども完成度が低くて、第一線では使えないと、今現在は第二線でその消防車を使っているというような状況がございましたので、今回販売店、それから実際に消防車を作っているその会社の状況を総合的に判断いたしまして、その業者については指名をしなかったということでございます。

いずれにいたしましても、今回指名いたしました3社につきましては、会津管内のきちんとした消防取扱店ということでございますのでご理解をいただきたいと思っております。

○議長 9番、荒海清隆君。

○荒海清隆 1点だけお伺いをいたします。22年という長い間の老朽化したためにその更新ということですが、老朽化したとはいえども現役で使われていることには間違いありませんので、この残存価格と言うんですか、いわゆる下取りって言うような価格はこの中に含まれているのでしょうか。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 それではお答えをいたします。今回の契約の条件の中には、下取りという形はとってございません。全くの買取りということでございます。これまで現在使っております消防車につきましては、新しいのが納入されれば廃車という手続をとりますけれ

ども、それについてはそういった買取り専門業者みたいなのがございますので、そちらのほうに案内を出して、再度物品売り払いの手続をとった上で、最終的に売り払いの処分をしていきたいというふうに考えております。

○議長 9番、荒海清隆君。

○荒海清隆 それでは参考までお伺いしますが、過去にそういうその更新した場合、だいたいどのくらいで売れて、そういう結果も出ているわけですか。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 これまで過去に何か販売した実績がございます。ただ、今手元にどのくらいで当時売り払いしたのかという資料がございませんので、後ほどお答えさせていただければというふうに思います。

○議長 他にありませんか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり。)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第3号、財産の取得について(消防ポンプ自動車)を採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号、財産の取得について(消防ポンプ自動車)は原案のとおり可決されました。

本臨時会に付議されました事件は、以上をもって終了いたしました。

町長よりあいさつがあります。

町長、伊藤勝君。

○町長 議会臨時会閉会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

本臨時会に提出いたしました案件につきましては、全議案とも原案のとおりご議決をいただきまして誠にありがとうございました。議案審議にあたりまして賜りましたご意見等については十分誠意を持って対応し、工事関係につきましては期間内の竣工をめざして鋭意努めてまいります。

もうすぐお盆を迎えますが、本町においては年内に一番帰省客の多いときであります。各地において、いろんな催しがございますが、安全・安心については万全を期して対応してまいりたいと思います。猛暑が続きますが、議員各位には体調に十分留意されまして、議会活動また町政伸展のため一層のご活躍をお願い申し上げます。ありがとうございました。

○議長 これをもって、平成24年第6回西会津町議会臨時会を閉会いたします。

(10時49分)